

令和2年国勢調査が始まります

★国勢調査とは

国勢調査は、日本に住んでいるすべての人・世帯を対象とする国の最も基本的な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われます。

「日本に住む人や世帯」について知ることによって、社会福祉、雇用、環境整備、災害対策などをはじめ、私たちの生活に欠かせないさまざまな施策に役立てられる大切な調査です。民間企業などにおいても、さまざまな分野で幅広く活用されています。

今年、大正9年の調査開始から100年の節目に当たります。

★調査の対象は

令和2年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人（外国人を含む）・世帯が対象となります。

住民票などの届け出に関係なく、ふだん住んでいる場所で、ふだん住んでいる人すべてを、世帯ごとに調査します。

★ふだん住んでいる人とは

- ▷10月1日現在、すでに3か月以上住んでいる人
 - ▷まだ3か月になっていないが、3か月にわたって住むことになっている人
- なお、次の人たちは、次に示す場所で調査することになっています。

- ▷旅行や出稼ぎなどで一時的に自宅を離れている人
- ①自宅を不在にする期間が3か月未満のとき…自宅で調査
- ②自宅を不在にする期間が3か月以上にわたるとき…旅行先や出稼ぎ先で調査

- ▷病院などの入院者
- ①入院してから3か月にならない人…自宅で調査
- ②すでに3か月以上入院している人…入院先で調査
- ▷寄宿舍、下宿先などから通学している学生・生徒…寄宿舍、下宿先などで調査
- ▷2か所以上に住居を持っている人…寝泊まりする日数の多い住居で調査



★個人情報

調査員をはじめとする国勢調査の従事者には、統計法によって、個人情報を守るための厳格な守秘義務が課せられています。また、調査票は、外部に漏れないように厳重に管理し、集計が完了した後に溶解処理されます。

一方で、統計法では、正確な統計を作成するために、調査を受ける皆さんについて、調査票に記入して提出することの報告義務が定められています。

調査票に記入した内容は、統計の作成に関連する目的以外に使用することはありませんので、安心してご回答ください。

★新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた実施

世帯の皆さんと調査員ができる限り対面しない方法で行います。
▷9月中旬から調査員が各家庭を訪問し、調査票を配布します。調査の趣旨等の説明はインターホン越しに行い、調査票は郵便受けやドアポストなどに投函します。(不在の場合は、直接、郵便受けやドアポストなどに投函します。)
※対面での説明が必要となる場合は、マスクを着け、一定の距離を保ちつつ簡潔に行います。

▷回答は、できる限りインターネット（郵送も可）でお願いします。期限までにインターネットまたは郵送で回答すると、調査員が調査票の回収に訪問することはありません。

★国勢調査を装った「かたり調査」に注意

調査員は「国勢調査員証」を身につけています。調査員を装った不審な訪問者や、不審な電話、電子メールなどにご注意ください。

★問い合わせ

- ▷調査の内容、調査票の記入の仕方に関すること…国勢調査コールセンター（総務省） ☎0570-07-2020、IP電話からは ☎03-6636-9607（10月31日までの午前8時～午後9時）
- ▷調査票の追加、調査員への連絡が必要な場合など…青梅市国勢調査コールセンター ☎21-5694（9月14日～10月11日の午前9時～午後8時）

繊維類の通常収集を再開しています

新型コロナウイルス感染症の影響により、繊維類の排出自粛をお願いしていましたが、処理の見通しがついたため、8月から通常収集を再開しています。

引き続き、資源のリサイクルにご協力をお願いします。

問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係

参考 繊維類の収集量

	5月	6月	7月
令和2年度	121t	41t	30t
令和元年度	76t	70t	40t

違法な不用品回収業者にご注意ください

一般家庭から出る不用品は、法律等に基づき、適正に処理されますが、違法な不用品回収業者を利用すると、不適正に処理された状態で海外へ輸出されたり、不法投棄されたりするおそれがあります。

「ご家庭の不用品を無料回収します」と宣伝する業者にご注意ください。

適正な処理方法については、市ホームページ（記事ID:2252）をご確認ください。

問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係

せん定枝の出し方（リサイクルセンターへの持ち込み）

市内の一般家庭から出たせん定枝は、リサイクルセンター ☎31・0540へ持ち込むことができます。

持ち込みできる日時 月々金曜日（祝日を除く）、日曜日 午前9時～午後4時

持ち込み時の注意事項

- ▷枝は、太さ10cm以下、長さ1m以内に限ります。
- ▷生竹は、太さ10cm以下、長さ50cm以下に限ります。
- ▷家庭から出る木をせん定した「生枝」に限ります。

その他 住所が確認できるもの（運転免許証等）をお持ちください。

問い合わせ 清掃リサイクル課収集指導係

消費生活パネル展

市民の生活に役立つ正しい情報、悪質商法による被害防止、消費者相談室等の啓発活動に関するパネル展示、リーフレット等の配布を行います。

日程 9月14日（月） 30日（水）

※土・日曜日、祝日を除く

会場 市役所1階ロビー

費用無料 直接会場へ

問い合わせ 市民安全課 市民相談係

令和3年度使用教科用図書採択結果

8月5日に開催された第5回教育委員会（定例会）において、令和3～6年度（4年間）に青梅市立中学校で使用される教科書が採択されました。

問い合わせ 学務課学務係

種目	発行者名
国語	光村図書出版(株)
書写	光村図書出版(株)
社会（地理的分野）	(株)帝国書院
社会（歴史的分野）	教育出版(株)
社会（公民的分野）	東京書籍(株)
地図	(株)帝国書院
数学	数研出版(株)
理科	東京書籍(株)
音楽（一般）	(株)教育芸術社
音楽（器楽合奏）	(株)教育芸術社
美術	光村図書出版(株)
保健体育	東京書籍(株)
技術・家庭（技術分野）	東京書籍(株)
技術・家庭（家庭分野）	東京書籍(株)
英語	東京書籍(株)
道徳	日本文教出版(株)

市で収集できないごみの処理

次のごみについては、市では収集・処理できません。処分する場合は、購入した販売店、メーカー、廃棄物処理業者等へお問い合わせください。

※処理費用は、販売店等へご確認ください。

※詳細は「青梅市ごみ収集カレンダー」20ページをご覧ください。

資源有効利用促進法によるもの

- ▷冷蔵庫・冷凍庫
- ▷洗濯機・衣類乾燥機
- ▷パソコン
- ▷自動車、オートバイとその部品等（本体、タイヤ、バッテリー、ホイール、マフラー、シートなど）
- ▷建築廃材（畳、1坪を超える物置、瓦、タイル、浴槽、風呂がま、便器）
- ▷農業用具（農機具、農業用ビニールシート、フレームなど）
- ▷土砂類（土、石砂、石灰ブロック、レンガ、コンクリート、水槽に敷き詰めてある石など）
- ▷その他（ピアノ、ギター、1辺50cm以上の金庫、白など）
- ▷薬品類（農薬類、肥料、殺虫剤、融雪剤など）
- ▷危険物類（エンジンオイル、ペンキ、ガスボンベ、ガソリン、灯油など）
- ▷在宅患者の医療器具（注射器、注射針など）

問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係